

# 「攻めの農林水産業」の展開

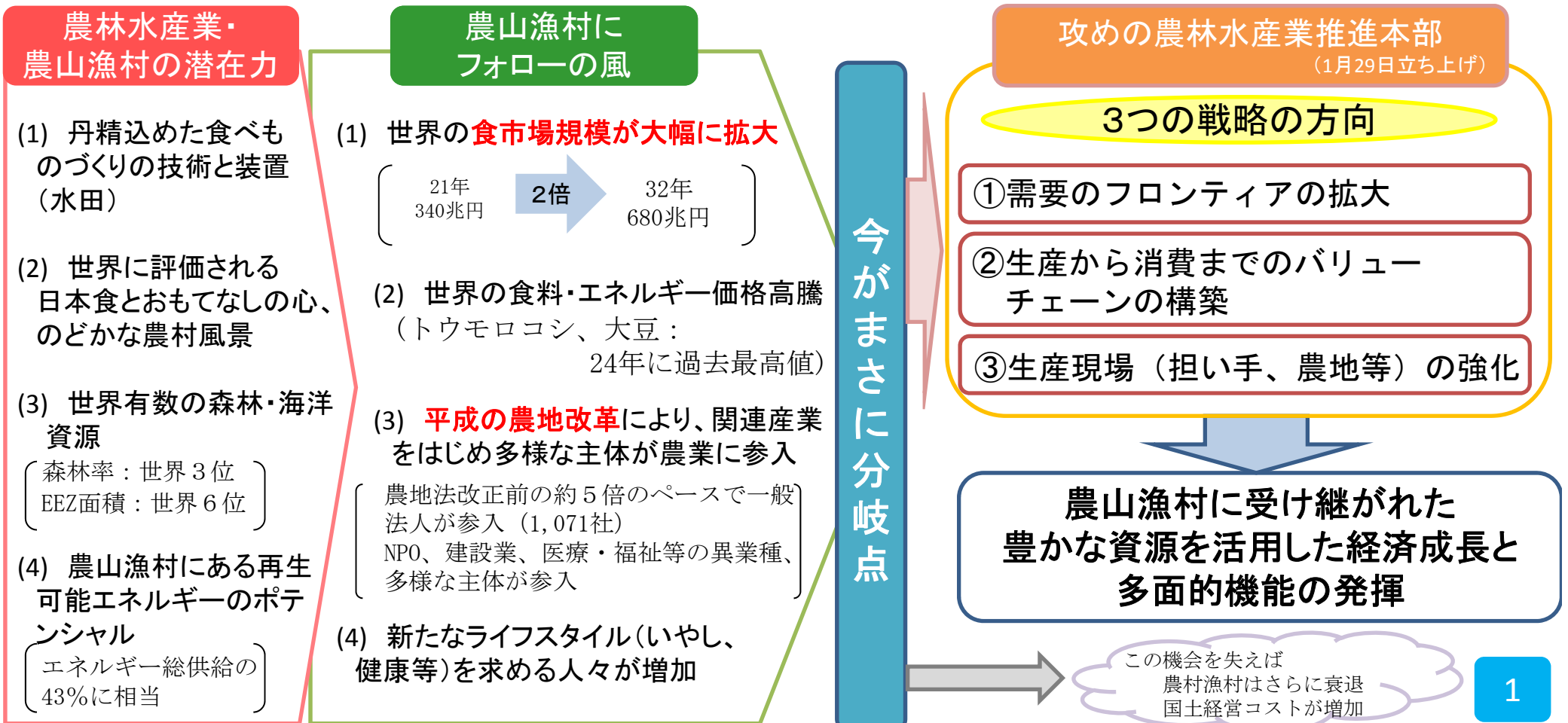
---

平成25年2月

農林水産省

# 農林水産業・農山漁村から日本を元気に

- 1 今後、世界の食市場の規模が急速に拡大することや、国内のライフスタイルが大きく変化することを我が国農林水産業の好機ととらえ、**農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用**する。
- 2 このためには、①需要のフロンティアの拡大、②生産から消費までのバリューチェーンの構築、③生産現場（担い手、農地等）の強化、について戦略的に対応する。
- 3 「**攻めの農林水産業推進本部**」を設置し、現場の声を徹底的に吸い上げ、施策の具体化を加速する。



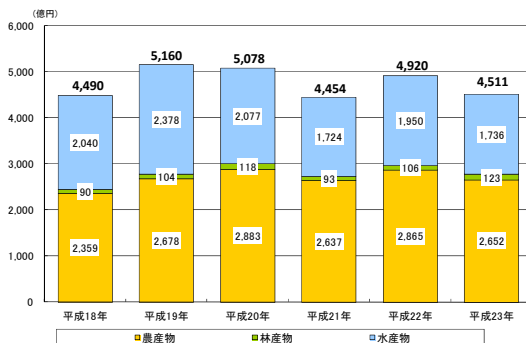
# ①需要フロンティア

## ー内外に日本の強みを生かせる市場を創造し、需要を拡大ー

- 1 今後10年で倍増が見込まれる世界の食市場に、日本の農林水産物・食品が評価される環境を整備し、日本の「食文化・食産業」(Made by Japan)の海外展開と日本の農林水産物・食品(Made in Japan)の輸出促進を同時に推進する。
- 2 また、日本国民の新たなライフスタイルに即応した農林水産物・食品を開発する。

### これまで

- (1) 現在4,500億円の輸出額を1兆円に拡大する目標を設定



- (2) 国内は、少子・高齢化等による食品需要の頭打ち

### 新たなニーズの開拓

- 新たなニーズに応える農林水産物・食品等の技術・商品開発

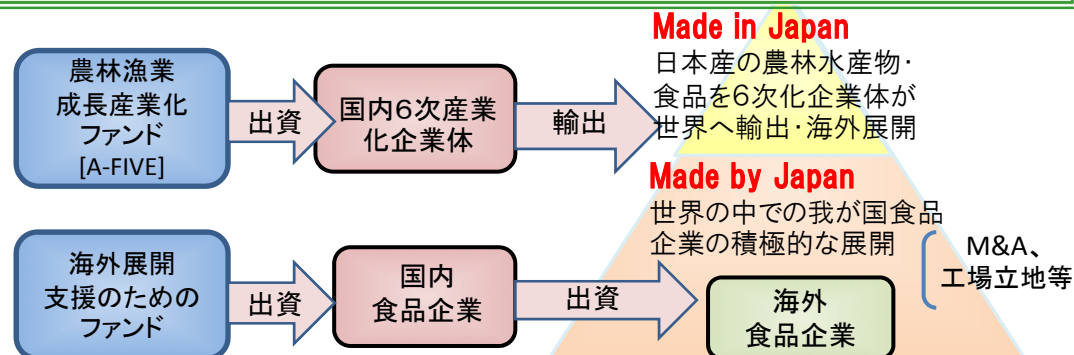
- ① 電子レンジやフライパンで調理でき、手軽・気軽においしく水産物が食べられる「ファストフィッシュ」の推進支援
- ② 建築物への木材利用促進(現在実証実験中のCLT(木材を直交して積層接着した厚型パネル)の普及等)

#### [団体等からの規制改革要望例]

- CLT普及のための規格・基準の整備

### これから

#### グローバルな食市場の拡大を経済成長のエンジンに



#### 日本の「食文化」の力によるグローバルな「食市場」の獲得

- (1) 食関連産業のグローバル展開と併せた日本産農林水産物・食品の輸出戦略の実行

- 和食の専門店やコンビニが進出し、「定食」や「おでん」が広まると、関連日本産食品の輸出が増大



- (2) 日本の食文化の浸透を通じた海外展開

- ① 日本食文化のユネスコ無形文化遺産への登録(25年12月登録可否決定)
- ② 27年ミラノ国際博覧会(「食」をテーマにする万博)への公式参加(省内に「ミラノ万博チャレンジ本部」を立ち上げ)

#### [団体等からの規制改革要望例]

- ① 水産物等の輸出促進に不可欠な、輸出先国が求める食品安全に関する認証取得手続きの国内での円滑化・迅速化
- ② 原発事故に伴い強化された諸外国の輸入規制の緩和



### ③生産現場の強化 —農業の構造改革の加速化—

○ 農業者の高齢化、耕作放棄地の拡大といった大きな節目を迎えている中で、農業の競争力を強化し、持続可能なものとするため、**農業の構造改革を加速化**する。

#### これまで

##### 既に農業構造はかなり変化

- (1) 大規模経営体への農地集積の進展  
(農地面積(土地利用型)の3割を20ha以上の経営体がカバー)
- (2) 法人経営体の増大と大規模化  
(法人経営体は、この10年で2倍になり、12,500法人(売上1億円以上層が24%)、20ha以上層が法人経営体の22%)
- (3) 家族経営体の大規模化・集落営農の形成と法人化  
(5ha以上層が、家族経営全体の農地面積の45%をカバー)
- (4) リース方式による企業の農業参入の完全自由化(平成の農地改革)  
(株式会社等の農業参入は21年農地法改正前の約5倍のペース)

##### 構造改革の大きな節目の到来

- (1) 農業者の高齢化  
(農業者のうち65歳以上が約6割、50歳未満が約1割)
- (2) 耕作放棄地の拡大  
(約40万haの耕作放棄地の半分は土地持ち非農家。相続は、農地法の権利移動許可制の対象外。)

#### これから

##### 法人経営・大規模家族経営の推進、青年就農の促進

- (1) 地域の農業者の徹底した話し合いを通じた担い手の明確化とそこへの農地集積の合意形成(人・農地プラン)を集中的に実施
- (2) 法人・大規模家族経営の推進、青年就農・法人への雇用就農の促進に向け、補助、出融資、税制等の施策を総動員

##### 農地集積の推進・耕作放棄地の解消 (平成の農地改革の推進)

- (1) 耕作放棄地の解消対策(所有者への指導等)  
(一定の手続を経て利用権を強制設定、所有者不明の場合は公告手続)
- (2) 農地の出し手・受け手の仲介組織(市町村段階)
- (3) すぐに出し手・受け手の契約までいかない場合の  
中間的受け皿組織(県段階)
- (4) 農地集積加速化・高付加価値化に取り組む地域の大区画化・畑地かんがい、排水対策等を重点的に推進

※ 与党の政権公約にある「担い手総合支援」、「日本型直接支払い」の具体化を、与党の議論と連携して検討。